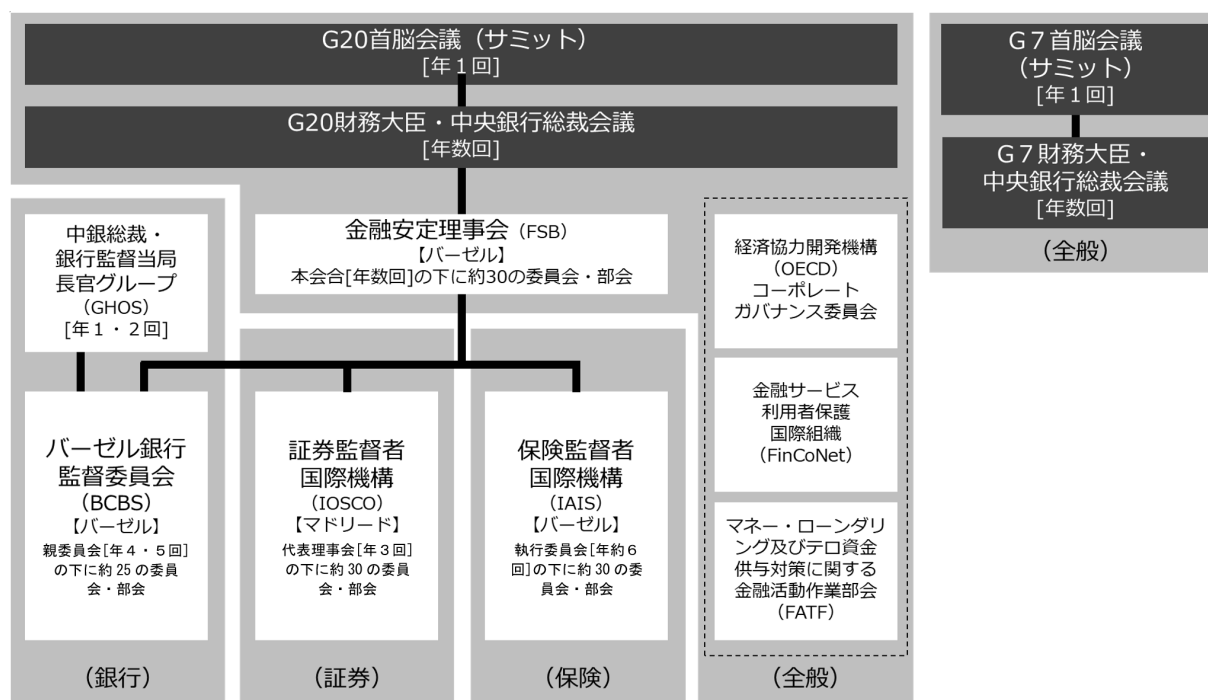


第4部 国際関係の動き

第16章 金融に関する国際的な議論

金融庁は、「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20や、FSBをはじめとする国際的な会議体・基準設定主体において、金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				欧州				中東・アフリカ			
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	—
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○	
米州				ルクセンブルク			○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行（BIS）		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会（EC）	⑦	○	○	国際通貨基金（IMF）		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）	⑦	○	○	世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）監督委員会		○	○	経済協力開発機構（OECD）		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合（EU）	⑦						

（※１）G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはG7 メンバー。

（※２）FSB のウェブサイトによれば、ロシア当局は 2024 年 6 月現在、FSB の会合に参加しないことで合意している。また、BCBS のウェブサイトによれば、ロシア中銀の BIS サービス及び BCBS を含む BIS の会合へのアクセスは 2022 年 7 月時点で停止されている。

（※３）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

（※４）各基準設定主体・国際決済銀行（BIS）・国際通貨基金（IMF）が FSB 及び BCBS に参加、世界銀行（WB）・経済協力開発機構（OECD）は FSB に参加。

（※５）バーゼル銀行監督委員会（BCBS）につき、欧州委員会（EC）、国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）はオブザーバーとして参加。

第1節 G7

I 沿革

1986年の東京サミットにおいて、サミット参加7か国間でインフレなき経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として設立が合意され、1986年9月に第1回G7はワシントンD.C.で開催された。以来、マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論の他、開発、新興市場国等の幅広い政策課題について議論が行われている。2023年は日本、2024年はイタリア、2025年はカナダ、2026年はフランスが議長国を務める。

II 主な議論

近年、金融関連では、ノンバンク金融仲介（NBF I）の強靱性強化、AI・サイバーセキュリティ、金融犯罪対策、クロスボーダー送金の改善等が主要な議題となっている。

日本議長下で開催された2023年10月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議では、声明が発出され、ロシアに対する制裁対応等に関する合意事項が盛り込まれた。

カナダ議長下で開催された2025年5月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議では、声明が発出され、金融関連では主にNBF I、AI・サイバー等に関する合意事項が盛り込まれると共に、金融犯罪に対する行動要請が発出された。金融関連の合意事項における主なポイントは以下の通り。

1. 金融セクターの課題

- 強固で、強靱で安定した金融セクターにコミット。
- 金融の安定及び規制上の課題に継続的に焦点を当てることが、金融システムの実効的な機能の確保のために引き続き不可欠。

2. ノンバンク金融仲介（NBF I）

- NBF Iの活動は、金融市場の効率性に貢献し得る一方で、グローバルな金融システムにリスクをもたらし得る。
- ノンバンクのデータの入手可能性、利用及び質を評価し、潜在的なリスクを監視・評価するための知見とアプローチを共有する必要。

3. AI・サイバーセキュリティ

- AIの導入が一層進む中で、金融セクターにとってのAIの便益と、金融安定に対する潜在的なリスクをモニター・評価する必要性を認識。
- 進展するサイバー脅威の状況に対処すべく、重大なサイバーインシデント発生時の対応能力及び手順の更なる強化に引き続き取り組む。G7サイバー専門家グループによる、AIがサイバーセキュリティにもたらすリスクと機会の評価に期待。

4. 金融犯罪に対する行動要請

- マネロン等対策を含む金融犯罪との闘いへのコミットメントを堅持し、「金融犯罪に対する行動要請」(※)を支持。

- (※)
- ・ 経済発展と金融包摂の促進に向け、リスクベースで比例的なマネロン等対策の効果的な実施を支援することにコミット。
 - ・ 北朝鮮によるものを含む暗号資産の窃取や詐欺が前例のない水準に達しているという深刻な懸念を表明。暗号資産について、サイバーセキュリティやマネロン等対策の観点から、調査・情報交換を更に推進し、必要な措置を講ずることに合意。
 - ・ 暗号資産に関する金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施加速のための FATF によるイニシアティブや、ステーブルコイン、P2P 取引及び DeFi の悪用等から生じる新たなリスクに関する FATF の作業を引き続き支持。
 - ・ クロスボーダー送金の透明性向上に関する FATF 基準を強化する進行中の作業に貢献。クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップを支持。